

ちゃんと登録しましょう
(犬・生涯1回・3,000円)

飼い犬は、飼い始めてから30日以
内※に犬の登録をしなければなりま
せん。登録時に犬鑑札をお渡ししま
すので、鑑札を首輪などにつけ、迷
い犬になったときなど身元が確認で
きるようにしましょう。猫について
は川根本町では登録義務はありませ
ん。飼い犬が死亡した際は役場に届
出をしてください。

予防注射をしましょう
(犬・年1回)

狂犬病は、その名前から犬だけの
病気というイメージを持っている人
が多いかも知れません。しかし、狂
犬病は人間を含むすべての哺乳類に
感染し、発病すると助からないとい
も怖い病気です。

飼い主さんは、生後3カ月を過ぎ
た犬に年1回、狂犬病の予防注射を
受けさせることが義務づけられてい
ます。

しかし、現在、本町に登録されて
いる犬664頭のうち、予防注射を
受けている犬は381頭。率にして
約57%ほどです。これは中部保健所
管内ではダントツに低い接種率とな
っています。痛ましい事故を起こさ

万が一、飼い犬が人を咬んでしま
った場合、速やかに役場に届出をし
てください。

適度な運動・適正なしつけ

散歩してあげましょう。犬にとつ
て散歩はとても大切な行為です。た
だし、犬をコントロールできる者が
綱を引いてあげましょう。小さなお
子さんが大型犬をコントロールする
のは無理です。必ず大人の方が同行
し、一緒に綱を引いてあげましょう。

適当な時期に適正な方法でしつけ
と訓練をしましょう。読本などで犬
のしつけ方を学びましょう。犬との
快適な関係を築くための第一歩です。

【特にお願】
フンの始末はきちんと！

動物の苦情で特に多いのがフン
による苦情です。

公園や広場、道路などは決して
犬のトイレではありません。

犬を散歩させるときは、必ずス
コップやビニール袋を持参して、
その場にフンを残さないようにし
てください。人間だったらありえ
ないことだけど「犬なら平気」と
いうことはないはずですから。

※生後90日以内の犬を飼い始める際は、
生後90日を経過した日から30日以内に
登録してください。

chapter 3

人間と動物たちが 共存して生きる ために

人間と動物がともに楽しく、そして周りに迷惑をかけずに暮
らしていくために、様々なルールやマナーがあります。それ
を守らずに生活していると、自分も、周りの人たちも、何よ
り動物自身も不幸になってしまいます。

最近、動物に関する苦情が役場に多く寄せられています。特
に犬の飼い方についての苦情が多く、代表的なものに「適正
な飼育がされていないんじゃないか」というのがあります。
こういった苦情が本町からなくなるように、飼い主さんは、
「登録をする」「しつけをする」「注射を受ける」「フンは処理
する」など、基本的な部分をもう一度考えてみませんか。
ペットとともにある生活が、周りの人も一緒に楽しんでい
けるようになったら最高ですね。

ないためにも、必ず予防注射を接種
してください。予防注射は年1回、
町内の指定会場で受けるか、動物病
院でも接種できます。

放し飼いにしないで

犬を飼育する際は檻や囲い、また
は鎖でつなぐなどの措置をしてくだ
さい。

飼い犬が人やその他の物に害を加
えたり、公共の場所、他人の土地・

猫は室内飼育を

猫は部屋の中で上下運動ができる
ようにダンボールなどの遊具を設置
すれば部屋の中で飼うこともできま
す。室内で飼うようにすれば交通事
故や病気の感染など、痛ましい事故
から猫を守ることもできます。

飼い猫を守る意味でも、できるだけ
室内で飼うよう努めましょう。

野良猫を増やさないため

野良猫はしつけをしていないため、
餌を与えることによって周囲の家に
フンや尿をしたり、子猫がたくさん
生まれてしまったりと、周囲の人が
迷惑してしまいます。どうしても餌
を与えたいときは「食べ残しは片づ
ける」「他人の土地を餌場にしない」、
「必ず地域の了解を得る」など、近隣
で生活する人たちの理解を得た上で
ルールを守り行いましょう。それと
同時に、餌を与える行為は、結果的
に不幸な猫を増やすことにつながる
ということも考えてみてください(不
妊・去勢手術をしていない猫の場合)。

災害が起こったときは

地震などが発生したとき、犬や猫
を連れて避難することを考えたこと
がありますか。災害時は人間でさえ
パニックになってしまいます。ペッ

物件などに迷惑をかけないように注
意するためです。また、飼育する場
所を常に清潔にし、悪臭などの発生
を防ぐことも必要です。

となり近所には犬が嫌いな人がい
るかも知れませんが、また、何かが
きっかけで危害を加える可能性もな
いとはいえません。同様に、広場や
公園などにあっても放し飼いで遊ば
せるのはご遠慮ください。周囲の状
況をきちんと確認し判断すること、こ
れも飼い主さんの務めです。

トを連れていけばなおのこと避難は
大変になるでしょう。常日頃から、
人間の分だけでなくペットの分につ
いても備えておきましょう。また災
害時は迷い犬や迷い猫がたくさん発
生します。そんなときこそ、ネーム
プレートや鑑札が有効な確認手段と
なります。

- ネームプレートや鑑札を着用
- 1週間分の食べ物と水
- ケージ、キャリングバッグなど
- 飼い主・ペットの2ショット写真

途中で投げ出さないで

ペットは一度飼い始めたら、途中で
投げ出すことは許されません。それな
のに、小さい頃はかわいがっていたの
に、捨てられるペットが後を絶ちませ
ん。正しい飼い方・しつけ・マナーや、
経済的な負担、世話にかかる時間的な
制約など、ペットを飼う前に現在の生
活がどのように変わるかを、本当に慎
重に考えてください。衝動的にペット
を飼い始め、後で困るのは自分だけ
ではないのです。周囲の人たちにも迷惑
をかけ、一番迷惑をこうむるのは「ペ
ット」なのです。

ペットはぬいぐるみではありませ
ん。深い愛情と強い責任感、一生飼い
続けるという固い決意が必要です。ペ
ットはあなたを愛します。無償の愛で。
あなたは、同じだけの愛情をペットに
注いであげられますか。

本町では「川根本町飼い犬条例」を定め、飼い主さんに犬の適正な飼育を促しています。
適正な飼育が認められない場合には、町条例により罰せられる場合がありますので、十分
ご理解のうえ、正しい飼育をお願いします。

ペットに関する詳しいお問い合わせは
本庁町民課生活衛生係 電話 (56) 2222
総合支所住民課衛生係 電話 (58) 7070 まで。